

民間資金等活用事業推進委員会
第4回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第4回事業推進部会
議事次第

日 時：令和2年1月28日（火）10:00～11:45

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) PFI事業の事後評価に関する基本的な考え方（案）について
- (2) 民間提案制度に関する調査・検討について
- (3) 公共施設の非保有手法に関する調査・検討について

3. 閉 会

○宇根企画官 皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまから第4回「事業推進部会」を始めさせていただきたいと思っております。

私、事務局である、内閣府PFI推進室の宇根でございます。本日もよろしくお願いたします。

本日は、事業推進部会の構成員11名のうち10名に出席いただいておりますので、定足数に達して部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以降の議事につきましては、根本部会長に進めていただきたいと思います。根本部会長、よろしくお願いたします。

○根本部会長 それでは、議事に入りたいと思っております。本日は天候の悪い中、皆さん御参集いただきましてありがとうございます。

事務局より、議事（1）の説明をお願いいたします。

○宇根企画官 それでは、事務局から議事に従って説明させていただきたいと思っております。

まずは資料1をごらんください。「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方（案）」で、期間満了に関するヒアリングの結果を前回報告させていただきましたので、その結果を踏まえて基本的考え方を取りまとめ、今後、地方公共団体等に通知して、事後評価等を行う際の参考にしていただきたいと思いますと考えております。

基本的には、10日ほど前にたたき台を委員の皆様を送らせていただいております。中を見ていただきますと、多少変わったように見受けられますが、前は事後評価等に関する考え方と、あとは次期事業に向けての検討方法について分けて整理していたのですが、事務局内で検討して、並行して実施するものだから、通してまとめて書いたほうがいいのではないかとということで、その辺の体裁はちょっと変わっていますが、エッセンスについては10日前に送ったバージョンと基本的には同じになっております。

それでは、内容について簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、表紙をめくっていただいて1ページになりますがくはじめに>のところについては、事後評価等の意義について書かせていただいております。

1段落目は、PFI法成立から20年たって、終わる事業がふえていますが、引き続きPFIが有効な事業については、PPP/PFIの手法も検討すべきであるというのを1段落目に書かせていただいております。

2段落目については、今後の次期事業等の事業の選定や事業の内容改善に生かすためと、あとは類似のPFI事業を実施しようとする管理者にとっても、PFI事業の事後評価というものは非常に重要なので、しっかりやるべきであるという意義を書かせていただいております。

続きまして「1. 基本的な考え方」のところでございます。

1つ目のポツについては、先ほど申し上げた次期事業の改善と、あと、他の管理者等が参考とするために有意義であるということを書くとともに、そのためには客観性、中立性、透明性を確保することが重要だということに記載させていただいております。

2点目については、事後評価といっても、必ずしも特別な手続が必要なわけではなくて、既存のモニタリング体制とか、そういったものを活用して効率的に実施していくことが基本的考え方ですというものを記載させていただいております。

「2. 実施時期」についてでございます。

1つ目のポツは、期間満了後の検証で、おおむね皆さん3年程度前に始めていますので、そのころまでにやるのがいいですよという話。

2つ目のポツについてですが、必要なデータの蓄積が非常に重要なので、モニタリングデータ等を活用して適切にデータ整理する必要がありますということを記載させていただいております。

続きまして、次の2ページに移らせていただきまして「3. 実施体制等」についてです。

実施体制における注意点を書かせていただいておりますが、1つ目のポツでは、客観性・中立性を確保するために、やはり外部有識者を活用することが望ましいということ。

2つ目のポツでは、モニタリング等を活用して、過度にコストをかけることなく、職員みずからが実施できる体制・手続を構築していくことが望ましいといったことを書かせていただいております。

「4. 評価項目」についてです。

1つ目のポツでは、期間満了のヒアリングで、事例を見て、皆さんが評価しているような項目について、こういったことが評価項目として考えられるのではないかとということで示させていただいております。

続きまして、次の3ページに移らせていただいて、上から2つ目のポツですが、VFMの評価についてですが、重要ではあるのですけれども、ただ、事業当初と比べて大きな状況の変化がないものについては改めて評価をする必要はないという議論がありましたので、その旨を記載させていただいております。

「5. 結果の公表」については、原則公表すべきということを書かせていただいております。

「6. 今後の事業方式等の検討にあたって」は、注意事項を書かせていただいております。

1ポツ目では、建設や大規模改修を伴う事業。それはもちろんなのですが、それ以外にも、民間の創意工夫の余地が大きいような事業については、しっかりPFI事業を検討することが望ましいということに記載しております。

3つ目のポツでは、安易な前例踏襲に陥ることなく、事後評価等で指摘された課題や改善等を踏まえ、要求水準や事業内容の改善を図るべきであるということに記載しております。

資料1の説明は以上になります。

○根本部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

どうぞ。

○山口専門委員 青山学院大学の山口です。

2点ほどありまして、まず1点目が、このタイトルも中身もそうなのですが、「事後評価等」ということを言っているのですが、この「事後評価等」の言葉の定義がされていないので、その「等」が何を意味しているのか、よくわからなくて、想像としては、次期事業の検討に当たって、まず評価を行うということと、あと、場合によっては事業が全部完了した段階で評価を行う。2つあると思うので、それも含んで「等」と言っているのか。ここで「事後評価等」の「等」を入れている意味が全く書かれていないので、その言葉の定義をしていただく必要があるのかなというところが1点です。

それから、2点目が細かい話なのですが、3ページの一番上なのですが、1ポツ目で「今後行うモニタリングデータを活用する場合」は日本語になっていないと思うので「今後行う」がどういう意味なのか。今後行う事業においてモニタリングデータを活用するのか、今後行う評価においてモニタリングデータを活用するのか。いずれにせよ「今後行うモニタリングデータ」が日本語としておかしいので、そこをちょっと整理していただきたいなと思います。

以上、2点です。

○根本部会長 では、先に全員から伺ってからまとめてお答えください。

ほかの先生からどうぞ。

○福島専門委員 三井住友トラスト基礎研究所の福島と申します。

私のほうからは、大枠はほとんど問題ないと思っておりますが、ちょっとニュアンスといえますか、これを受け取った地方公共団体等がどう見るかなというときに、1ページ目の真ん中の「1. 基本的な考え方」の中に「事後評価にあたっては、特別な手続き・体制等は必ずしも必要ではなく」と書いてありながら、「3. 実施体制等」と書かれてあって、言わんとされていることはもちろんよくわかるのですが、何となく事後評価は面倒くさいなという感じで受け取られてしまわないかなという、もちろん、事後評価はきちんとやっていただきたいということは以前も申し上げているとおりはあるのですが、決してそこと矛盾するわけではなく、受け取り方のニュアンスの問題で、体制は必要ないと言いながら、何かすごく立派な体制が必要そうに見えてしまうところがちょっと気になっています。

そこについて、もう少し本質的なところを申し上げると「3. 実施体制等」の下から2つ目にある「モニタリングを活用して」というところにありますように、これもニュアンスなのですが、ふだんのモニタリングがむしろ重要で、その延長線上にやっていたらそれほど特別な体制をとる必要はないのですというのを何かもう少し伝えたい気もしています。発展し過ぎるかもしれませんが、御案内のとおり、今、アベイラビリティ・ペイメントという議論も多くされておりまして、それはすなわちモニタリングにかなり重点が寄ってくる。早晩、そういう形になってくることが予想されますので、それに合わせるわ

けではないですが、モニタリングということもしっかりやっていく。それをしっかりやっていれば事後評価は楽になる。そういうニュアンスになればいいかなと感じました。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○二本松専門委員 二本松と申します。

1点目は質問なのですが、1ページ目の「2. 実施時期」というところで、同検討を始める前の段階、3年ぐらい前からやりましようとして書いてあるのですが、これをやる目的はあくまで次期事業の構築のため、スキームづくりとか、そういったところのためにやるのであって、では、事業全体が終わった後に、その事業がほかの事業にどうやって生かされていくとか、そういった意味での、最後終わってからは全くやらないのかなというのが一つ疑問に思いました。

もう一つなのですが、先ほどから議論されています実施体制とか評価項目のところで、実際の事業を見ておりましたが、こういったものをつくるのは恐らく公共側が主体的にやるよりは、民間事業者に事業期間中つくっていただくことが多分、かなり重要かなと思っていて、そうだとすると、最初に事業をつくることから契約書等にこういうことをやるのですよというところをちょっと書いておかないと、なかなか民間事業者もやっていただけないのかなという気がしまして、といいますのも終わるときに、では、備品とかを途中で更新して、最後は台帳を出してくださいと言っても出てこないの、もう一回検査してつくり直すことを結構やって、時間がかかるのですよ。なので、最初からこういうものを想定して今後やっていく形にしないといけないかなと思いました。

○根本部会長 ありがとうございます。

どうぞ。お願いします。

○宇野専門委員 先ほどモニタリングの完全な延長でというお話があったかと思うのですが、一方で、次期事業を検討するということであると、やはり視点が違うようにも思えます。モニタリングの場合には、あくまでも要求水準がきちんと満たされているかどうかという観点が強いと思うのですが、例えば評価項目の中で、その他の効果、コミュニティ活動の促進、地元企業の成長支援というものも入っておりまして、これは恐らく要求水準で要求しているような内容ではないと思うのです。

要するに、公共施設の管理者として次期もこの事業をPFIでやっていくべきなのかという視点もそこには含まれていると思いますので、やはり延長線ではあるのだけれども、事後評価というものはまた別のものとして位置づけておく必要があるのかなと思いました。これは位置づけの問題ですので、最終的にどのように位置づけるかというのは御議論いただいて、初めのところで記載した上で統一をとっていただければいいのかなとも思います。

それと2点目なのですが「3. 実施体制等」の真ん中ほどに民間企業から意見を聴取することも必要だということが書かれているのですが、ここで言うところの民間企業が何を

指しているのかが明確にはわからない。公共施設等の管理者等が事後評価を行っておりますので、実際に事業を行っているPFI事業者としての民間企業にちゃんと話を聞くべきだと言っているのか、サウンディングのようなことをすべきなのか。もう少し、どちらなのか、明確にしておいたほうがいいのかなと思います。恐らく後者のサウンディングみたいなこともすべきだということで書かれているのかなとも思うのですけれども、明確にされたほうがいいかなと思います。

最後、細かいことですが、例えば「1. 基本的な考え方」の2ポツのところでは、先ほど「事後評価等」の「等」が何かという話がありましたが、ここだけ「事後評価」となっていて「等」が抜けております。

また、6番目の2つ目のポツのところですが、これもまた細かい話ですけれども、ほかのところでは「民間企業」と書いているのですが、この2つ目のポツだけ「企業」となっていますので、統一感があつたほうがよろしいかなということでございます。

以上、3点です。

○根本部会長 続けて、どうぞ。

○下長専門委員 「4. 評価項目」の中に、「①事業目的の達成状況」というものを事前に意見を出して入れていただいたのですが、このことについて冒頭の「1. 基本的な考え方」のところにももう少し書いていただきたいと思います。PFI事業として新しい方式を導入しようという試みを、PFI推進の初期の段階に行った事業が今、いくつか終わろうとしていると思うのですが、それが本当にPFIでやってよかったのかどうかというところについてしっかり評価をしていただきたいというところが伝わる内容にしていきたいと思いません。それが「事業目的の達成状況」ということです。

もう少し具体的に言うと、やはりPFI事業ということで民間のノウハウを使って財政負担の低減と民間のサービス水準を上げることが重要であると思うので、それが当該事業で本当に民間が知恵を出してお金を下げたりサービスを上げることができたのかどうかというところをしっかりと見ていただくのが一番、この評価で大事なことだと思います。

今、宇野先生から意見があつたのですが、要求水準の達成という視点と、追加で民間が上乘せして提案してきた提案事項がしっかりできているかどうか。事業期間中、継続的に民間がさらにサービスをより良くしようという、民間のモチベーションが上がるようなスキームが機能しているかというあたりをぜひ評価していただけると、これからいろいろなPFI事業を検討されている地方公共団体にとって、参考になると思います。

○根本部会長 続けて、どうぞ。

○村松専門委員 PwCあらた有限責任監査法人の村松です。

こちらの考え方の整理、ありがとうございました。網羅的に大事なことがきちんとカバーされているというふうに私のほうでは感じました。特に体制手続の構築というところで前々、委員の方々から御意見をいただきましたが、会計分野に身を置いている立場からすると、やはり何らかの体制があつて初めてこういった評価手続が行われるものだと思って

いますので、これを入れていただいたのは、途中で行政の側の担当者がかわっても、きちんと継続的にできるためという重しを置く意味でいいのかなと考えました。

ただ、これを受け取った行政側が本当に事後評価に取り組めるかということ、このインセンティブをどうやって持たせるかというのはいっぱいやっていらっしやる中で難しいところもあると思います。先ほども二本松専門委員がおっしゃっていましたように、民間事業者がこの辺の事後評価、報告書を出させるのであれば、あらかじめ契約に織り込んでおくという、こういう枠をきちんと設けておくのがインセンティブプラス最終的な実効性を高める意味で非常に効果的なのかなと考えました。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○渡辺専門委員 渡辺です。

2点ほど要望なのですが、2ページ目の「3. 実施体制等」の部分なのですが、そちらの4つ目のポツのところ「期間満了後の当該施設の運営準備で特に注意が必要な事項」ということで①から③までのことが挙げられているのですが、この中でさらにもう一つ加えていただければと思った点がございます。1点目なのですが、施設・設備といったモノに対して可能であれば劣化診断結果といいますか、劣化状況について、ぜひ開示いただけるようであれば、盛り込んでいただければと思います。

運営事業者として管理運営をしていく中で、特に空調設備なのですが、こういったものの劣化によって、突然、修理であったり入れかえが発生した場合に、運営事業者として閉館に追い込まれるときがあります。そうすると事業収支計画に相当影響があるかと思うので、可能であれば、この劣化診断等の情報を盛り込んでいただけたほうが、次の入札に向かっては公平性が担保できるのではないかと思いますので、1点追加させていただければと思います。

2点目なのですが「4. 評価項目」について、どういった評価項目が必要なのかということを一覧いただいているのですが、評価項目に対してどういった評価基準を設けていくのかというのは施設それぞれかだと思います。そのため、地方公共団体の方が初めてこういったことを取り組まれるときに、サンプルの様式が参考情報としてあれば非常に利便性が上がるのかなと思っております。そのため、サンプルの様式もあわせて参考情報として入れ込んでいただけるとありがたいと思いました。

以上でございます。

○根本部会長 いかがですか。

どうぞ。

○北詰部会長代理 北詰です。

私のほうから1点だけ、一番最後で「安易な前例踏襲に陥ることなく」云々というところで、この安易な前例踏襲は確かにそのとおりなのですが、もうちょっと具体的に書けないかなということで、当然、環境変化も変わってきますし、市民のニーズ、利用者

のニーズも多様化してくるでしょうし、蓄積されてきた技術水準も変わってきていますし、それから、とり得る事業メニューも変わってきているということがありますので、全て書くともた冗長になりますが、この「安易な前例踏襲に陥ることなく」というものを少し詳しく書けるような形で書いていただくと、何に気をつけて、また新しいことを取り組めばいいのかということがわかるのかなと思いました。

以上です。

○根本部会長 よろしいでしょうか。

言葉の使い方がまだ十分に詰め切れていないので「民間企業」であるとか「等」のところとか、あと、私が気づいたのは「PFI事業」と書いてあるところと「PPP/PFI」と書いてあるところが混在していて、今回の評価はPFI事業についてやりましたけれども、次期事業以降はPPP/PFI手法という用語に変わると思うので、何力所かあるのですが、ちょっと用語の統一なり、あるいは漠然とした表現はもう少しわかりやすくすることは共通でお願いしたいと思います。

それでは、具体的に事務局のほうから御回答を可能な範囲でお願いします。

○宇根企画官 いろいろ御質問いただきましたけれども、質問の際に大体皆さん、こういう意味だろうかと言ってくださった趣旨のとおりでございます。御指摘事項について、基本的に反映する方向で対応させていただきたいと思います。

基本的に皆様の意見は矛盾といえますか、方向性が逆になっているところはないとは思いましたが、唯一あるとすると、事後評価は面倒くさいと思われぬように、モニタリングの延長という感じで書くようにという話と、あとはやはり次期事業検討とモニタリングは違うのではないかという話が、方向がちょっと違うのかなと思いましたが、ただ、作業面ではモニタリングの延長であると感じられつつも、意義としてはモニタリングと次期事業検討というものはちょっと違う視点もあるのだというのがわかるような、工夫した書き方をしたいと思いますので、そこはそういったことでやらせていただきたいと思います。

あと、いただいた意見の中には、時間を要するかなと思うものもありまして、例えば渡辺先生からいただいた、サンプルの様式をつけてほしいという話は、それをまたつけていると時間がかかってしまうので、本番のマニュアルのときにはしっかりつけたいと思いますけれども、今回は基本的考え方ということですので、追って様式をつけるのはあり得ると思います。年度内に地方公共団体に通知するものについては、その辺、引き続きの検討とさせていただきたいと思います。

基本的に、前向きに反映させていただくようにさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○根本部会長 どうぞ。

○石川審議官 今、宇根のほうから申し上げましたとおり、言葉の定義ですとか「PPP」が入っていたり入っていなかったり、そこら辺はきちんと修正させていただきます。

1点、ちょっと確認させていただきたいと思いますのは、やはりこの「1. 基本的な

考え方」の2ポツ目のところの「特別な手続き・体制等は必ずしも必要ではなく」という、これは我々、事務局として、あまり、地方公共団体にとって大変だと思われたらいかぬということなのですが、必要でないと言いながら「実施体制」と書いてあるではないかと言われれば確かにそうで、全く体制がないととられてもいけないので、この辺の書きぶりはちょっと我々も迷っているところで、御指示いただければと思います。

○根本部会長 ありがとうございます。

実施体制のところは、地方公共団体で通常持っている事務事業評価の体制が当然あるわけですね。それと同じなのか違うのかというのはわかったほうがいいかなと思います。

それは同じだと思うのです。ほかの方法といいますか、ほかの評価と比べてどうなのかということが大事だと思うので、通常の事務事業評価体制という体制はあることは間違いないのだけれども、PFI固有の何か別途体制が必要だと言っているわけではないという整理なのだろうなとは思いますが。

あと、これは皆さんにお聞きしたいのですが、3ページの最後のところで、事後評価結果を公表するべきであるとして書いてあって、公表するのは当然なのですが、何を公表するかというのがその前のページの「4. 評価項目」のところ。これは全然問題ないと思うのですよ。

その上の「3. 実施体制等」のところに①、②、③。それから、渡辺委員から御指摘のあった劣化状況というものを加えると、修繕履歴、備品・資産台帳、経費、劣化状況。これも全部公表するというかということで見ると、この中でやはり経費というものはすごく気になるところで、民間としてこっちはお金をかけないけれども、こっちはかけるのだみたいなときに、かける方が高いではないかと、いいところどりをされるわけですね。それがすごく懸念されるので、これは民間の視点からいって、公表情報というものはしっかりわかるように、4ですよと言っておく必要があるのかどうかです。

何か御意見があったら出していただけますか。あるいは何でもかんでも全部出していいのかどうかですけれども、そういうものを出さないとしたときには、SPCの決算報告書を出して何の意味があるのだという感じもしないではないので、その辺、ちょっと民間的なセンスが必要だと思うので、御意見あればどうぞ。

下長専門委員、どうぞ。

○下長専門委員 この場の議論で収まらないかもわからないのですが、民間事業者のいろいろな運営の情報とか決算等のお金の情報をどこまで開示するのかというのは、それはそれで大きなテーマだと思っています。PFIの現場でも、SPCの財務報告だけではわからないので、SPCから構成企業にどんな形でどんな名目でお金が流れているのかという、SPCの決算情報のさらに細目までを開示すべきではないかという議論がよく出ます。また、個別のサービスについても、民間のノウハウにかかわる部分をどこまで開示しなければいけないのかという議論も出ます。PFIならではの民間のいろいろなノウハウの肝のところの開示をどこまですべきかということですが。

それで今回も、この事後評価の中で、当該事業で民間がどのようにしてサービス水準を上げたのかとか、どんなお金の工夫をしたのかというあたりについて、その後の競争性を損なわないように、ある程度民間のノウハウを守る配慮も必要というところを記載いただきたいと思います。

○根本部会長 ほかに、この点に関して。

どうぞ。

○二本松専門委員 次期事業の募集とかをかけるときは通常、今やっている事業者がいろんな情報を持っていて有利だと思うので、そこで持っている資料は、参加資格を確認して、実際、提案をする人たちに秘密保持をかけて開示していることが多いと思う。そこら辺が、ここで書いてある帳簿ですとか台帳とかというのはそういう扱いで今はされているのかなと思うので、これを一般国民にホームページで開示することは、やはり先生方がおっしゃるとおり、民間側としては恐らく抵抗があるでしょうし、そこまでの意味があるのかなという気もしています。

○根本部会長 今の論点とちょっと重なるのですけれども、評価項目のところでどういうふうに評価するのだということを、最近のPFI案件の場合は、セルフモニタリング計画を提案してもらおうとか、その時にKPIもあわせて提案してもらって、採択されたらその枠組みでやりますというものが大分ふえてきていると思う。

なので、最初からこの事後評価のことを考えながら枠組みが初期に設定されていれば後出しみたいなことはなくて非常にスムーズにいくと思うのですけれども、全くそういう話がないのに、最後になって、この点はどうなのだと。できていないのだ、けしからんというのはかなり筋違いのところがあると思っていて、そうすると、これから向かうべき方向は、新しい案件についてですが、事後評価で必要なことを、事後評価で求められるようなことは最初の段階から要求水準で求めるなり、あるいは行政側から提示していくということが必要なのではないかみたいなことがやはり提言なのではないかなと思う。

それはどうでしょうか。何か御意見ありますか。

どうぞ。

○宇野専門委員 今の御意見のとおり、基本的には初めの要求水準のところにしっかりと書き込むのが基本として、また、このガイドラインのどこかにも、今後やるときにはあらかじめそうしたモニタリングのシステムを構築しておくことが望ましいと書かれております。事後評価を念頭に、もう少しそれも書き加えたほうがいいかなと思うのです。

しかし、それと同時に、例えば20年間の事業期間があったときに、20年後、15年後ぐらいの状況の変化の中で、この公共施設を次にどのように運営をしようかというときには、どうしても新しい視点であるとか、また、これは管理者である地方公共団体側から見て、新たな視点が生まれるかもしれないと思います。

そのため、評価項目に盛り込まれていなかったら事後評価をできないというように要求水準等と事後評価を直接リンクさせてしまうのは少し融通がきかないかなとも思います。

例えば15年前であれば、とにかくコストをきちんと切り詰めることが目的だったのだけれども、15年たってみたら、もっと公共サービスの改善のほうが重要なのではないかと、ニュアンスは変わってきているということもあるのかなと思いましたもので、要求水準等と事後評価との関係はかっちり一対一というよりは少し緩めたほうがよいかなと思います。

以上です。

○根本部会長 事務局から何かありますか。

審議官のほうから何かありますか。

○石川審議官 いや、特段ございません。

○根本部会長 それでは、資料1については一応、そういう形で取りまとめていきたいと思えます。

引き続きまして、資料2の説明を事務局からお願いします。

○宇根企画官 それでは、続きまして、資料2「民間提案制度に関する調査・検討について」について説明をさせていただきます。

ちょっと飛ばしていただいて、資料2の5ページをごらんください。今回は民間事業について、5事業ほど抽出してヒアリングを行いましたので、その結果を報告させていただきます。

ヒアリングの対象は、当初、提案を求めるタイミングが重要であろうということで、基本構想前、基本計画前、基本計画後ということで分類していたのですが、こちらの表を見ていただいて、2分類に変えさせていただきます。2種類あって、一つは「民間に求める事業の構想なし」というものが上2つで「民間に求める事業の構想あり」というものが下3つになっています。

具体的な内容については、下のほうに※1と※2で書いていますけれども、上2つの事業の内容については※1で説明していますが、対象事業や施設をリストで提示、もしくはもう対象を制限せずに、民間事業に求める事業の、こういうふうに変えていきたいとか、そういうものは余り具体的に持たない中で自由に民間の発想を求めるというやり方が上2つです。

具体的に言うと、①の我孫子市の事業ですと、継続事業全てが対象になっているとか、あと、②の桑名市の事業ですと、フリーに提案してくださいと。対象のリストもないというやり方になっています。それに対して③以降の事業は一応、事業の対象は決まっていて、この事業についてやっていきたいと。それで、公共事業の部分については地方公共団体側にある程度イメージがあるという事業になっております。

なお、⑤の事業については南紀白浜の事業で、これはヒアリングの対象に挙げたのですが、厳密の意味では民間提案ではなくて空港コンセッションの手續に準じたやり方をやっています。

ただ、ここで挙げさせていただいたのは、通常と違って実施方針策定前にその提案を受け付けているということと、あとは事業手法も、コンセッションでやるか、指定管理でやるか、業務委託でやるかは事業者のほうで提案していいということになっていて、民間提案の知見に通ずるところがあるので、ヒアリング対象として挙げさせていただいております。

この5つについてヒアリングを行いました。

7ページをごらんください。こちらは構想が具体化していない事業といたしますか、リストで対象事業を提示している民間提案の場合についてヒアリングをしましたが、肯定的意見の1つ目の矢印のところに書いていますけれども、行政担当者からは、公共の視点では思いつかないような提案を得られるというメリットがあるという肯定的な意見や、その下の矢印で、企業担当者からは、事業期間や契約金額も含めて提案できると非常に自由度が高いということで、行政担当者も企業担当者も、非常に自由度が高くて、評価として高いというコメントをいただいています。

ただ一方で、課題や留意点のほうに挙げていますが、1つ目の矢印であったものが、事業を特定していませんので、提案を受けてから予算の措置とかを考えなければいけない場合もありますので、そういった場合に、その辺が事業化に向けて連携していかなければいけないという話と、あとは2つ目の矢印にあります、相談窓口がなかった場合、いろいろ、やはり民間だけで組み立てるのは難しいので、その辺は民間事業者が相談できる窓口はしっかり置いてほしいという意見がありました。

8ページの、構想がある程度具体化している段階についてですけれども、こちらのほうは、下の四角でまとめを書いています、やはり公共性が高く、独立採算での運営が難しい施設については、ある程度構想のほうを公共側で具体化していないと企業としても提案がしにくい。

あと一方で、収益性が高い部分、民間の工夫の余地が大きい部分については、自由度が高いほうがやりやすいという意見がございました。

9ページで、インセンティブの付与方法についてですが、まずは随意方式について聞いてみました。

その概要については、一番後ろの26ページのほうになりますが、我孫子の場合の例を書いています、こちらは対象は継続事業全てなのですけれども、随意契約を行うかどうかの判断の基準というものがあまして、こちらは最高裁で随意契約が妥当かどうかという判例が出た場合があるのですが、それをベースに随意契約をするかどうかを決めているということで、提案がよければ全て随意契約するというのではなくて、現行の制度で随意契約として認められるような内容であれば随意契約を行うというやり方をやっている。

よく民間提案で、随意契約制度は本当に大丈夫なのかという話も聞きますけれども、こういうところを見ると、適切に運用されれば現行の法律に抵触するようなことはないのかなということを感じております。

それでは、9ページに戻っていただいて、9ページの下のところにもまとめを書いています、やはり随意契約方式は手間が少なく、スピード感があるということで、事業者も行政側も評価が高かった。

一方で、やはり随意契約の妥当性の説明をちゃんとしなければいけない。そこはしっかりしなければいけないということや、先ほど随意契約できるものだけ随意契約すると説明

しましたけれども、では、いい提案だけれども随意契約できないものはどうなるのだという話については余り決まったものはないようなので、その辺は、民間の誤解を受けないような、きちんとした説明が必要なのかなということで、随意契約方式を活用する際にはそういった留意事項があるのかなということヒアリングでは感じております。

10ページ目をごらんください。インセンティブ方式の加点方法についてですが、今回3事業が加点方式だったのですが、一番上にパーセンテージを書いています、皆さん、最大で1割程度ということでやられております。

ヒアリングした結果については、一番下の四角にまとめていますけれども、先ほど言った随意契約などはやはり説明が難しいとか、いろいろありますし、加点方式のほうが一般的なインセンティブ付与方法として皆さん認識されているのかなという状況でした。

ただ、悩んでいるのが妥当な配点について、皆さん、過去の事例を参考に10%程度としているのですが、その根拠を求められるとなかなか説明しづらいとか、民間からは、もうちょっと高くないとなかなかインセンティブが湧かないみたいなことを言っている人もいます、その辺は何か目安みたいなものとか根拠みたいなものがあればいいのかなと感じております。

11ページ目になります。評価体制についてですが、こちらは結構、皆さん熱心に御意見をいただきました。

まず、1つ目の●のところの評価体制ですけれども、皆さん、やはり外部有識者を活用しているということです。

あと、いろいろ意見はあるのですが、次のページに移っていただいて、12ページの下にまとめを書いております。

1つ目の●は、外部有識者の意見を取り入れる方式。先ほど言った、有識者を活用しているということでございます。

2つ目の●は、行政・企業とも適切な評価体制の確保が非常に重要と。例えば企業の中に意見があったのが、事業の内容としてはソフトの施策が非常に重要のように思うのですが、委員会のメンバーを見ると、何かハードの専門家のほうがメインであったとか、あとは運営の内容をきちんと理解できる人でないと、派手な計画ばかり採用されて、実現性が乏しいものが採用されるのではないとか、そういった御意見がありました。

あと、あったのは、評価体制・評価基準についても明確化してほしいという話と、あとは評価内容のフィードバックです。どういうふうに評価されたのかというのは次の提案にもつながるし、自分の実にもなるので、実際、フィードバックされた人は非常によかったということをおっしゃられていましたし、そこがなかった場合には、していただけるとありがたいという声が聞こえてきました。

13ページの6条提案に基づく民間提案についてということですが、こちらまともめが下に書いてありますが、こちらは行政からは、VFMを算定まで企業に求められるような手法については、手間の削減、コスト等の削減につながるということで前向きな意見もありました。

一方で民間事業者からは、その辺を余り意識したことがないという意見もあったので、そもそも法6条に基づく提案は、行政側から提案を求めて、それについて応募してもらうのを想定しているのではなく、民間側から自分の発意で応募したときに、行政はちゃんと返事をしなさいというのが法6条の趣旨なので、今回ヒアリングしたような、行政側でも応募するようなやり方をヒアリングするのではなくて、また違ったヒアリングでこの辺の法6条の議論をしていく必要があるのかなと感じました。

14ページになります。民間提案に伴う負担についてでございますが、これについては下の枠にまとめを書いていますけれども、なかなか、今回は採用された方、民間企業にも聞いたので、皆さん、相応の負担であったということで、余り批判的な意見がなかったので、ここは実際、採用されなかった民間企業の方の意見も聞いて、改めて議論する必要があるかなと感じております。

あと、15ページについてでございますが、民間事業者への情報開示についてというものと、企業ノウハウの保護についてということ、ここもうまくいっている事例について聞いたので、ここが課題であったとか、そういったところは余り上がってきませんでした。

16ページ、その他になりますが、いろいろ意見はあったのですが、主なものだけ挙げますと上の2つになるのですが、一番上のところは、最近PPPもふえてきているので、PPPも含めた民間提案のマニュアルがあるといいのではないかとということを言われる行政担当者はいらっしゃいました。

あと、2点目は、事前対話が非常に重要であると。やはり事前にいろいろ聞いて、提案を求める内容についても、それをある程度把握した上でやっていただかないと評価もうまくいかないのではないかとことを言われていましたので、その辺も重要なのかなという話を感じております。

以上がヒアリングの結果でして、続いて18ページをごらんください。これらのヒアリングの結果を踏まえて、得られた知見と、今後こういうことをやったらいいのではないかとことを部会の提言としてまとめてはどうかということをご案内させていただきます。

内容としては、近年、PFIに限らないPPPも含めた広い事業を対象とした民間提案制度や随意契約制度などが活用されてきて、高い評価を得ている。

一方で、ここに①から③で挙げていますけれども、さっきのヒアリングで得たような課題も挙げられていると。

そういった中で、民間提案推進マニュアルというものが平成26年9月にまとめはあるのですが、その辺の近年の民間提案の活用実態や、ヒアリングで得られた課題などに対応して改定・周知するとともに、あとは行政側の体制の整備を促していくことが必要ではないかというものを部会の提言としてまとめてみてはどうかということでここに挙げさせていただきます。

そして19ページに、今後事務局で進めていく進め方について書かせていただいております。

すけれども、今回得られた知見で提言をまとめて、その内容をアクションプランに、時期はことしの6月にまとまりますが、そこに反映していったり、あとは追加調査を実施して、それとともに民間提案推進マニュアルの改定ということを進めていって検討していったらどうかということで進め方の案を示させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお願いします。

どうぞ。

○福島専門委員 御説明ありがとうございました。福島です。

全般的にそういうものかなという受けとめ方ですが、やはりサンプル数の少ない中でちょっと気になったのが、13ページですか。6条提案での行政側の受けとめ方で、コスト削減につながる手法として認識されているということなのですが、去年の暮れぐらいに、公の場での発言でしたのでここで申し上げても問題ないと思いますが、富山市の市長がある講演会でこれと全く逆の趣旨の発言をされていました。要するに、民間から提案されたものに回答するには非常に時間も要するし、調査のための予算も必要ということで、非常に課題だという発言をされています。こうした事例もありますので、6条提案は行政側はコスト削減につながるのでもいいですよという意見だけでひとり歩きすると、サンプル数が少ないがゆえに、若干危険かなというところが唯一、気になった点です。

以上です。

○根本部会長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○下長専門委員 まずは1つ質問なのですが、この5事業は全て公共側から提案をしてくださいと求めた事業になるのでしょうか。民間提案制度自体は、法的には民間側が「提案できる」ということで、ボールの蹴り出しは民間側にあると思います。その中で、あえて公共側から「こういう事業について提案してください。提案を待っているよ。」ということ、私はぜひやったほうがいいと思っているのですが、今回のこの5事業は全て公共側から提案を求めたという理解でよろしいのでしょうか。

○根本部会長 では、そこだけ。

○宇根企画官 今回は全て行政側から提案を求めた事業ということ。というのも、今、民間側から自主的に出した事業というのは非常に例が少ないので、まだヒアリングというのはなかなか難しいのかなと思っています。

○下長専門委員 ありがとうございます。

まさに民間側から提案が非常に少ないというところをしっかりと、これは事実として出してもらったほうがいいと思います。民間からすると、法では民間から提案できるとなっているが、お金をかけて提案して採用されないリスクを考えると、なかなか民間からのボールを蹴り出すインセンティブがないと思うのです。

そういう中で、公共の側から、「こういう事業を考えているのだけれども、いい提案を持ってきてよ」という提案募集をかけるのが現実的で有効と思っています。それを何らかの形で周知したほうがいいのかと思います。待っていてもなかなか民間からは持ってこないということをしっかり共有したほうがいいのかと思います。

○根本部会長 どうぞ。

○横山専門委員 これは感想みたいな話で恐縮ですけれども、御参考までに2点申し上げます。1点目、民間に求める事業の構想が具体化している段階と具体化していない段階があるということなのですが、これのサンプルの事業は、今、下長専門委員がおっしゃったように、ある程度、公共側からやる気があって出されたサンプルだと思うのです。しかし、実態としては、都道府県レベルの自治体であっても、自分たちで何も考えずにとにかく、公有地なり公共施設も持ってきて、何とかしてくれと。ですから、ここは、構想が具体化しているか、していないかという以前のレベルもあるということで、注意が必要かと思えます。

2点目ですけれども、随意契約はなかなかやはり難しいと思います。私の経験から申し上げますと、議会と首長の仲のいいところは随意契約でいけるのです。仲の悪いところは随意契約で、首長はそれを通そうとしましたら、絶対に議会は文句を言います。ですから、やはりある程度のインセンティブ、評価手法、加点ということについてオープンにして、このインセンティブをつけていくということがやはり必要かなと思います。

○根本部会長 ほかに。

どうぞ。

○宇野専門委員 今の随意契約に関して、1点目は質問なのですけれども、先ほど適切に行われていれば特に問題はないだろうというお話だったのですが、何をもちて適切というのか、もう少し教えていただきたい。例えば第三者委員会を設けて、きちんと審査をしているから大丈夫なのだというようなのかなという気もいたしました。

我孫子市の例で御説明いただければわかりやすいのかなと思うのですけれども、例えばこの第三者委員会の検討結果というのは、どの程度、一般にアクセス可能なのか。どういう検討がされているのかということなのですが、恐らく事業の審査なので非公開なのではないかという気もするのです。もし、そうであると、誰がどのように適切であったのかを判断すればよいのか。今、横山先生がおっしゃられたように、やはりいろんなところから物言いもつきそうなものでもございますので、何が適切なのかと言いつらいところでもありますけれども、少し細かい事例があったほうがわかりやすいかなと思いました。それが1点目でございます。

もう一点目は加点の点なのですが、何が適切なのかというのはなかなか難しいと思うのですが、例えば、過去のデータからどの程度が適切なのかということを考えられないかなとも思います。例えば過去、優先交渉権を得たところと次点との間が現実のところとどれくらい点差があったのかとか、そういうデータからどの程度のインセンティブがあったら

逆転可能だったのかとか、データに基づいて議論をしたほうが、どれぐらいが適切なのかというのにも出てくるのかなと思いました。

以上、2点でございます。

○根本部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○二本松専門委員 随意契約の関係で1点なのですけれども、先ほど御紹介いただいた26ページの最高裁の判例があると思うのですが、これはこの間、タイミングがよく相談を受けまして、ほかの事例もいろいろ見たのですけれども、当てはめ自体を見ていただいたほうがいかなと思うのですが、かなりの資料を要求して、細かい当てはめが裁判例ではなされているのです。これを普通の人が、これは随意契約事由はありますかという形で判断するのは、何の資料もなく判断、当てはめをするのは難しいと感じたところもありまして、では実際、この随意契約方式をとるときにどういった資料を出させているのかとか、そういったところの当てはめの仕方をやはり具体的に知りたいなと思いました。

もう一点目なのですけれども、民間提案制度は、先ほど下長先生もおっしゃっていただいております、民間自体が提案することをもっと推進していくという方向なのかなとも思いましたので、この調査検討を踏まえた上でも、もっと広いほうにつながっていくような流れになるといいかなと思いました。

○根本部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ひとまず、ここで事務局のほうから回答可能なものについてお答えください。

○宇根企画官 いただいた御意見については、今後マニュアルを策定していくためにいろいろ検討とか、また追加調査をやっていきますので、その中でしっかり踏まえていきたいと思えます。

あと、御質問としてあったのは、宇野先生のほうから随意契約が大丈夫と私は申し上げたが、何をもって大丈夫と言ったのかということですが、民間提案でよければ何でも随意契約するということではなくて、一応枠組みとしては随意契約が許されている、その最高裁の判例に当たるもののみを随意契約にしているということで、その考え方は大丈夫ではないかというだけで、おっしゃるとおり、ほかの先生からもありましたけれども、どんな資料を求めて、どういう場合にそれが最高裁の判例に当たるのかとか、その辺はもっと具体的に詰めないとなかなか、これはよくてこれはだめだとか言えないと思うので、マニュアルをつくっていくに当たっては、もし可能であれば、その辺も示していければなど。

ちなみに我孫子の場合、有識者委員会は一応立ち上げて、委員会の中で議論はいただいているというのは聞いていますけれども、それだけをもってオーケーとするのかというのはまた議論があると思えますので、その辺は、横山先生からはそもそも、随意契約は難しいのではないかという御意見もありましたので、ありきでやるのではなくて、フラットに見て、有益そうだったらマニュアルに入れますし、難しそうなところがあれば、この辺は難しいのではないかというのをきちんと書くような形でまとめていきたいと思えます。

その他、御意見をいただいておりますが、基本的には御示唆のとおりだと思っておりますので、検討の中で必要な調査をして反映していきたいと思っております。

以上です。

○根本部会長 どうぞ。

○石川審議官 論点が2つあったと思えますけれども、一つは随意契約なのか、総合評価型一般競争入札なのかということで、私も非常に日ごろ悩んでおりまして、いろいろ出張へ行きましたも、どういう発注をされましたかという、本当に総合評価一般競争入札でやりましたという地方公共団体もあれば、競争的な対話を繰り返した上で随意契約ということで、なかなか内閣府のガイドラインも割と細かく、そのプロセスは御紹介していますから、我々のほうからは、ガイドラインをよく読んで、ただし随意契約の場合はやはりきちんとかなり説明が要りますぐらいの言い方にとどまっておって、その辺、もう少し、何か白黒つけるような議論が必要かどうかというところは悩んでおります。

もう一つは6条提案で、私も反省なのですけれども、5件しか確認されていないということですが、これはやはり公共が提案を求めたわけです。それで6条で出てきた、あるいは6条でない形で出てきたということで、先ほど福島専門委員が言われたように、富山市の森市長で、私もそのときの講演にございまして、やはり突然、橋の架けかえの関係でこうしたほうが良いということで6条提案が飛び込んできて、これは法律上合法でございます。いわゆる特定事業、橋の架けかえも特定事業と言えますので、特定事業をやる方はいわゆる地方公共団体等に提案ができる。それで、第2項で提案を受けた団体はきちんと検討し、回答しなければならないということがあって、先ほどの富山市はそれを実際に受けたと言っていますし、過去、受けたところは結構あるのではないかと。では、それは何件あるのかといたら、かなりの数に上っていて、我々がそこを把握し切れていないだけではないかということもあります。

ただ、そのとき森市長がおっしゃっていたのは、これは義務だから回答しなければいけない。割ときちんとした提案が来たのだと。ただ、体制ですとか、コストがかかるということは正直悩んでいる。ただ、私から見ると、富山市はまだしっかり対応されているほうで、場合によったら門前払いをしているような地方公共団体も結構あると聞いていますので、そうすると、今度のアクションプランに、完璧には書き切れませんが、19ページですが、今後マニュアルを改訂していきましょうとか、あとは民間提案を受け付けるための体制整備が必要だという、6月のアクションプラン原案にここまで書いてよろしいかというあたりの御議論をぜひと思っております。

○根本部会長 どうぞ。

○下長専門委員 随意契約の議論で、「公募プロポーザル型」と呼んでいるもので「総合評価一般競争入札」と同程度の手間と手順を踏んで行っている随意契約と、本日いただいた資料の中にある「スピード感があるから随意契約が良い」、「手間がかからないから随意契約が良い」という随意契約はしっかり分けて考えていただいたほうが良いのかなと理

解しています。

私は、公募型プロポーザルの随意契約であれば全然、公平性の点では問題ないと思います。やはり議論になるのは公募型プロポーザルではない随意契約で、いろんなバリエーションがあるかと思うのですが、かなり慎重に扱わないといけないのではないかと考えます。

○根本部会長 ありがとうございます。

私は我孫子市の有識者委員なので、ちょっと誤解があるなと思うのは、これは随意契約という用語は適切ではないので、今、公募型プロポーザルもそうですし、加点評価も全部随意契約なので、これは平成28年度に出した内閣府のガイドで選抜・交渉型というカテゴリーをつくってあって、それは提案があったらすぐそれでオーケーするのではなくて、当然、随意契約要件を完全に満たしている場合はいいけれども、満たしているかどうか、明らかでない点については、こういうことを満たしてくださいということで条件を提示する。それが選抜プロセスです。それは完全に公開の場で、誰でも提案できるような状態で行われているので、もし提案したければすばいだけの話で、競争性は保たれていると。

ただし、それでも全て決められない場合に交渉をして、最終的に選抜時に課された条件が満たされた場合に初めて随意契約になるということなので、我孫子市の有識者委員会でも相当具体的な注文を出して、結果的に乗り越えられない案件もありますということですので、出たらすぐ丸とかという安易なことをしているわけでは全くないということなので、そのように読み取れるような誤解はやめていかないといけないですねということです。それが一点です。

それから、そういう意味では最後のところの書きぶり、提言の書きぶりは少し工夫する必要があって、加点方式を活用した際の加点割合のあり方ということを書かれてはいますけれども、これはある程度、答えがあることを念頭に書かないといけなくて、一律何%かは、やはり言えません。その求める提案のレベルと、それから、設計図面を出せと言うのかとか、あるいは事業費なり利益率との相関関係で決まってくるので、ここまで書くと後から困るだろうなと思います。それが1点目です。

2点目は、森市長の話が出ていますけれども、これもやはり誤解があるなと思うのは、森市長のキャラクターからいって、そういう場では場受けするような話をされるということなので、基本的には99%ウェルカムと考えていて、担当の土木技師が私のゼミ生なのですが、実際にそれを今、一生懸命やっているのです。それで、橋梁トリアージという概念も出して、民間から非常にベテランの土木技師さんを採用して一丸となってやっているということで、一丸となってやって、前向きにやればやるほど実際はコストがかかるのは間違いないということなので、それはそこまで覚悟してやるのだったらいいよという意味で多分おっしゃっているのです。何も考えないで、ただやみくもにだめと言っているわけでは全くないということなので、そこはちょっと誤解なきよう、お願いしたい。

それから、もう一点だけ、この提言といいますか、範囲なのですが、先ほど横山専門委員から、具体化していない段階というものをこれは入れているのですが、これは通常ですとサウンディングなり、あるいはサウンディング以前のよもやま話のレベルも含め

るわけですが、民間からすると、ある程度のことは決めて出してこいというのがサウンディングのルールで、国土交通省のガイドラインだと事業計画以降でしたか。何かそういうものがないといいサウンディングになりませんかと言っているのですけれども、逆に言うと、それを出させるともう引っ込みがつかなくなってしまう。民間としては、その場所にそんなものは要らないよと言いたいだけけれども、それを言っても、計画をつくってしまったので、それが前提ですよみたいなことになって、民間から見てもあまりよろしくない結果になる。

そうすると、その前の段階でどうするかというのは結構大事なので、そこをどう、この中に取り込んでいくかというのをちょっと考えていただければと。2通りなのかもしれませんがね。何回も何回も、まさに対話なので、キャッチボールをしていくのですけれども、大雑把に言うと、官がある程度決める前と後みたいな感じで二分できると思うので、それによっても少し違うかなと思います。

では、以上のような感じで引き続き御検討を、整理をいただきたいと思います。

次が資料3になりますので、事務局から御説明をお願いします。

○宇根企画官 それでは、引き続きまして、資料3「公共施設の非保有手法に関する調査・検討について」ということで説明させていただきます。

3ページをごらんください。こちらのほうはアンケートを実施しました。

対象は、2.の1つ目のポツに書いてありますが、平成26年から平成30年度で「施設の非保有方式」を採用した事業についてアンケートを実施しました。180事業ありました。そして、12月にやって、回答が約63%あって、その結果をまとめています。

主な調査項目としては、4.のところにありますが、採用理由や経緯、あとは課題やメリットや評価、国に求める政策や支援。そういったことを聞いております。

5ページをごらんください。こちらについては、前回の非保有のアンケートをやりますという前に、非保有の類型を御議論いただいて、その類型の中でどれに分類するかというので最初に聞いています。

全体の4分の3以上がファイナンス・リースで、ほとんどこれでした。そして、あとは民間サービスによる代替がある程度あるかなという程度でございました。

6ページをごらんください。どんな事業分野で非保有の方式が採用されているかということですが。

ここに示した3事業、義務教育施設等、これは幼稚園・保育園を含みますが、あとは教育・文化施設、社会福祉施設といったところで多くなっています。

ただ、その3分野で多いのはファイナンス・リースでございまして、あと、あるのは民間サービスによる代替なのですけれども、こちらは義務教育施設等のほうで多くなっているということがございます。

7ページが採用した理由ということで、ファイナンス・リース方式、あとは民間サービス、それぞれで分けて分類しています。

ファイナンス・リース方式は①と⑤が多くなっておりまして、①は使用期間が短いので、保有するのが合理的ではないというお話と、あとは、これは是非があるかと思いますが、⑤は費用が平準化可能であるという視点から採用しているということでございます。

あと、民間サービスによる代替方式のほうは、ファイナンス・リースと同じ理由も多いのですが、もっと多いのが③と④になっていて、③は人手、体制の確保が難しかったのでそうしたというのと、あと、④は費用の総額が節減できる。保有しないほうが安くなるということで選ばれております。

8ページになります。左側が行政担当者の評価で、右側が利用者の評価です。

利用者の評価は、行政担当者に業者の評価はどうですかと聞いたということで、間接的な評価でございます。いずれも灰色が多くなっておいて、灰色はどちらともいえないということなのですが、最近の方式なので、始まって間もないものはそういう回答になっているのかなと思います。

ただ、残りのものを見ると、青とオレンジがよかったとかややよいなので肯定的評価なのですが、行政担当者の評価では4割ぐらいが肯定的評価、利用者の評価は2割程度が肯定的評価となっております。

利用者のほうは10%程度がやや悪かったとありますが、どうしても非保有で、あと、短い期間の使用ということで仮設的な施設になってしまっているものもあるので、そういったあたりが影響しているのかなと推測しております。

9ページですが、こちらは活用して、ちゃんとメリットが得られましたかというのを聞いたのです。

選択肢はさっきの、導入した理由は何ですかというものとほぼ同じになっています。その導入した理由は7ページにありますけれども、両者を比較していただくと、ほとんど導入時に期待した数字以上の効果があったという回答が返ってきていますので、おおむね想定とおりのメリットが得られているのかなという印象を受けております。

ただ一部には、民間サービスによる代替の①とかは得られたメリットのほうが高い数字にはなっております。

10ページになります。活用した結果、生じた課題です。

主なものとしては、想定と実態の推移ということで、主に賃借期間です。期間が思ったより延びてしまったということで、そうすると、そもそもリースとかでよかったのかという議論になるので、その辺、そういう事態になると悩むという話。

2つ目は、契約段階における仕様の不足ということですが、この辺、事例が少ないので、いろいろ仕様で定めるべきことが明確になっていなかったのもので、後々、協議が必要だった。そういった意見が出てきておりました。

11ページ目をごらんください。質問で、非保有をやってみて、ほかにどんな分野で非保有は活用できますかということ聞いてみたのです。

基本的には、やはり実際、皆さん活用された分野で活用可能だなということをおっしゃって

いて、余り新しい分野は出てこなかったというのがこの質問項目でございます。

12ページをごらんください。非保有を検討したきっかけは何ですかということです。

今、一番多いのは、庁内で事例があったら、そのままねしてやっているということなのですけれども、2番目に多いのもやはり他都市の事例を参考にしたということで、やはり皆さん、よその都市の事例を見ているので、そういったものが皆さんの参考になるのかなと思っています。

13ページでございますが、国に求める支援等についてです。

1つ目は事例の紹介という話がありましたということと、上から2つ目は財政的な支援。ちょっと国の立場としては非常に難しいなと思うところもあるので、補助とか税制上の優遇とか、そういったこともあるといいなということをおっしゃっています。

14ページが検討に要した期間で、どのぐらいかかりましたかということです。

多いのは、6カ月から1年半というのが多かったということでございます。大体、これぐらいの期間を要するのかなというところです。

15ページが検討する際の留意事項になります。

まず、事業内容の検討については、やはり従来経験したことがない方式なので、スキームづくりやリスク分担とか、そういったものを決めるのは難しかったとか、あとは、上から2つ目ですと合意形成ということで、やはり庁内の協議も大変ですし、議会や地域との理解を得るのもなかなか大変だったという声が聞かれました。

アンケートの結果は以上でございます。

このようなアンケート結果を踏まえて、16ページに先ほど同様、提言の案をまとめさせていただきます。

アンケートの結果としては、先ほど言ったような分野で、ファイナンス・リースや民間サービスの代替を中心に活用されておって、一定の評価が得られているということはわかったと。

一方で、事例や情報が少ないので、施設の水準設定や官民リスク分担とか合意形成の難しさということが課題として挙げられたというアンケートの結果であったと。

このため、非保有手法の活用が有効と思われるケースに関する基本的な考え方や、事例集を作成して周知することが、非保有手法の活用推進に向けて有益ではないかということで提言の案としてまとめさせていただきます。

そして、17ページが今後の進め方です。

先ほど同様、提言を踏まえた内容をアクションプランで書いていくということと、あとは追加調査を実施して、事例集の作成や基本的な考え方の作成に向けて検討を進めていってはどうかということをお知らせさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお願いします。

どうぞ。

○下長専門委員 1つ質問なのですが、まずPPP/PFI推進室として、この非保有方式は有効な民活手法として活用推進を図る姿勢だという理解をしていいかどうかということです。

私が気になるのは、PFI法との関連の中で、この非保有方式が特定事業として実施すべきかどうかというあたりの整理がPPP/PFI推進室のほうでなされているかどうかです。私は、PFIの手続きが面倒くさいからリースでやろうという、PFI法の特定事業にあてないで行う手法としての認識が巷にあると理解しており、そのあたり、PFI法とこの非保有方式というものがどういう位置づけで推進室として認識されているかを確認したいと思いました。

○根本部会長 これはむしろ、こちらの役割かなと思います。今はPPP/PFI推進室なので、PPP全体の中でこういう方式もありますよということだと思えるので、PFIとどういう関係に置くのか。今はニュートラルで選択肢として提示をするというスタンスだと思いますけれども、どちらかに強みを強調してそっちに持っていくという方向感を持つのか、あるいは単純な選択肢として提示するのか。選択肢として見ても双方欠点があるので、それを整備しようということなのか。その辺は皆さんの御意見次第なので、それを提言に反映させていくというプロセスだと思います。

もし、御意見があれば言っていただきたいです。

○下長専門委員 私の意見としては、非保有方式は選択肢の一つとしては有力な手法だという認識をしています。その中で、PFI法というものは透明性だとか公平性で、手続きに非常に重きを置いた法律だと理解してしまっていて、そういった透明性だとか公平性を十分に勘案した手続きを踏んでいただければ選択肢として十分いい方法だと考えます。

○根本部会長 ありがとうございます。

では、ほかに御意見をお願いします。

どうぞ。

○北詰部会長代理 関連しているのですが、16ページで提言が行くときに、事例や情報が少ないから難しいと書いてあるので、読んだら事例がたくさん出てきたらオーケーですかと読めてしまいます。

一方で非保有手法、今、下長専門委員がおっしゃったように、選択肢の一つとして十分に発揮していくのだということであれば、非保有方式という方式が持つメリットをちゃんと明言をして、それを生かすためにこの選択肢は適切に選ばれるべきだと提言すべきで、では、何がメリットかということですが、これは9ページのアンケートの選択肢に幾つか書かれている中の一つだと思います。

私自身は、この需要の変動に対して柔軟に対応することができるか、あるいは簡素化できる。コストなり期間を簡素化できて、動きが機動的にできるということがポイントかなと思っています。

それに対して、必ずしも明快なアンケート結果が出てきていないところがあるので、その辺の非保有方式が選択肢として選ばれたときに、その非保有方式が持つ本来的なメリット。これを生かすような形で進めていくべきだというのが提言の内容であるべきで、蓄積

がないからという表現ではないのではないかと思います。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○福島専門委員 福島です。

私も、PFIに限らず、いろんな選択肢があるということで、個人的には賛成です。

その中で、先ほど政府の財政的な補助ということが、なかなか難しいとコメントされていたような気がしましたが、そこはもちろん承知しておりますが、前回のこの部会でオーストラリアのアセットリサイクリングのお話も出させていただきましたし、国でも以前、そういう議論もされていたような気がしますので、地方公共団体側に一種のインセンティブをつけるために、やはり何らか、そういう制度は少し検討してもいいかなという気はします。提言まで盛り込むのかどうかは別かもしれませんが、やはりちょっと検討の余地はあるだろうという気はします。

もう一つは、どうしても投資市場に身を置いている者としては、非保有というところにとどまるよりも、さらにその先に民間側が所有しているものを流動化することに一番関心があります。これが必ずしも飛躍し過ぎた話ではないと思うのは、前回の資料の一番後ろに、昔の通称で「ガバメントREIT」の資料も載っていたかと思しますので、恐らくそれはそういうことを意図されているのだろうという気がします。

なのであれば、あと、計画部会のほうでSPC株式の流動化という話も出ているように聞いておりますので、非保有にとどまらず、さらにそこから先の流動化ということで資金循環を図っていくということも個人的には踏み込んでいってほしいなという気はいたします。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○横山専門委員 先ほどの議題のところでは話しかけたことをここで話ししたいのですが、非保有というのは土地を含むのでしょうか？

○宇根企画官 ケース・バイ・ケースです。

○横山専門委員 自治体から御相談が多いのは土地も含めてなのですよ。公有地そのものをどうにかしたい。公共施設を含めて、これから維持するのは大変だと。こういうものが多いのです。

先ほど、私が自治体側に「何か自治体として、お考えはないのですか」と訊くと、「いや、もう最悪、売却してもいいのですよ」と。すぐ売却と言うのです。では、「売却して誰か買う見込みがあるのですか。」と訊くと、「いや、分かりません」と。今、この御時世に民間は買ってくれませんよ。

一等地であれば需要はあるかもしれませんが、一等地だって変なディベロッパーが来たら安く、二束三文でたたかかれておしまいです。今まで、当該自治体内で文教施設や公共施設があった環境の良い土地に変な建物ができてしまう危険性もあります。一方、郊外につくられている青少年自然の家ですとか運動公園みたいなところは、これは山奥ですから、誰も買いません。私は、自治体が非保有ということを非常に安易に考えているのではないかと危惧しています。

私は、やはり公共空間というものは非常に大事だと思うのです。それをやはり、売るとか売らないとかということ以前に、どうやったら、その公共空間というものを市民や県民の場所として公民が連携して維持していけるのか。そのことの手法の一つとして、いろんな方法を考えるべきであって、そこのまず大前提が考えられていないのではないかと心配しております。

具体例で申し上げますと、青少年自然の家みたいなところの場合、宿泊研修施設の建物のところと、いろんなイベントができるような広い運動公園みたいなところとのセットでつくられていることが結構あるのです。これも考え方がいろいろあって、まとめてPFIなりリースなり、こういう手法をとる場合と、運動公園のほうはPark-PFIを使って、そして建物のほうはPFIなり指定管理者制度でやっていく、あるいはリースするという考え方もあるわけです。

いずれにしても、その中で必要なのは、Park-PFIなどがそうですが、そこでいかに収益施設をつくって維持していくかということになっているわけでございます。この非保有の5つの類型を今、お考えいただいているわけでございますけれども、この手法を普及していくよりも、どういう組み合わせによって次の姿というものが、こういうふうにした場合に収益施設とかいろんなことを含めて、民間を活用して、こういうものになっていくことによって、この5つの類型が、何に最適かということが決まってくると思います。

その辺を実は、それは事例がまだまだ少ないとは思いますが、想定できる、そういうものを示していったほうが私は逆にこの非保有方式の普及になっていくのではないかなと思っていますところでは。

研修・宿泊施設一つとっても、自治体の発想が非常に貧困です。従来型の社会教育施設の延長で考えるのです。例えば一般に開放した研修施設あるいはホテル機能と考えれば発想はいろいろ出てくるはずなのですけれども、そこは非常に狭い発想から脱しない自治体が非常に多く見受けられますから、ぜひそうした具体的な、お尻からといいますか、像を示していったほうが非保有方式の普及にもつながってくるのではないかなと思います。

○根本部会長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○山口専門委員 これから事例を整理されるということだろうと思うのですが、具体的な事例がどういうものがあるのかというのでイメージできない部分もあるのですが、一つあるのは、いわゆるまちづくりといいますか、コンパクトシティとの関係で、例えば

中心市街地で、店舗とかがなくなったり、昨日もデパートの倒産とかがありましたけれども、そういった形で、民間で店舗とか、要はなくなって空洞化した施設について、それを公共が入って、中心市街地でアクセスも便利になってということで、コンパクトシティを推進する上で、要はまちづくりの観点からこれを活用する観点もあると思うのです。

それでこれまでの、採用した理由とかというと、個別の話がかなり強くて、そうではなくて、自治体経営全体の観点から考えて、非保有方式が持つ意義とかというところも少し視野に入れながら、いろいろ整理をされて、事例も捉えていただいて、それで基本的な考え方とか事例集にまとめていただくほうがいいのではないかなというのは感想としてあります。

以上です。

○根本部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○村松専門委員 村松です。

こちらはファイナンス・リースにちょっと目を向けてお話しさせていただければと思います。提供する事業者側はちゃんとリース事業を専門に行っていらっしゃるようなところが入られて事業設計されるので慣れていらっしゃると思うのですが、公共側として、今まで経験がなくて、リース契約としてこんな膨大なものを見せられて、何だかよくわからないみたいなこともおありになるのかなというのがなかなか取り組めない事情の一つかと思っております。

非保有方式をとった場合のメリットですね。こちらはアンケートの中にもございますけれども、ぱっと思いつくのは、例えば少子化が進んでいるような地方公共団体なのだけでも、今は待機児童がいるので保育園を期間限定でつくりたいとか、そういったケースなのかなと思っております。メリットが明確にあっても、本当に期間限定、この期間だけでやるのだというところをよくわかりやすい事例でお示しになることが一つ。

あと、ではリース契約を組んだときにどんな注意点があるのか。この辺の、法律の専門家の方も入っていただいてということになるのかなと思うのですけれども、例えばリースの特性として、フルペイアウトで契約期間内でほぼ全てのコストを回収するような設計になっていますとか、修繕や改修のコストはどうするのかとか、途中解約の場合の違約金の扱いはどうするのかとか、契約期間が終わっても所有権が移転するケースはあると思うのです。施設のスペックが特殊過ぎてしまって、ほかに転用できないので所有権を移転するということがあります。そういったときには、行政側が非保有のほずで始めたのにどうするのだという話も恐らくあると思いますので、そういった今まで取り組んだことのないリース契約固有の話を、こういうものを使えばこういったメリットが得られるのだといった形で、全てのパターンに当てはまるわけではないけれども、メリットが得られるというケースをわかりやすくお示しいただくのがいいのかなと思っております。

事例の中には、ごみの搬入量ですか。単価で対価を設定しましたといったものがありま

したけれども、何か変動対価というものはリース契約を組みにくいのかなと正直思っていたので、逆に意外な、こんなケースもあるのだというふうに見させていただきました。むしろ、需要がきちんと固定化されていて、安心できる設計のほうが、地方公共団体が払うべき総費用も低減されると思うのです。変動要素を入れれば入れるほど、事業者がそのリスクをとらないためにリース料が高目の設定になってしまうと思いますので、その辺も含めた向き不向きというものをお示しいただくと、では、やってみようかなと。そういったものでやってみて、慣れた先に、さっき山口専門委員からお話があったような、コンパクトシティを目指してというのはすごく大切な観点だと思いますので、そういったものにぜひ活用いただければと思っております。

以上です。

○根本部会長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かありましたら、どうぞ。

○宇根企画官 おっしゃられたとおり、まだやったところに対してメリットがあったのかどうかとか経緯とか、そういうところを調べている程度でして、どういったときにこの非保有というものが本当に有益なのかとか、どういう場合に検討すべきなのかというのを具体的に示さないと多分、地方公共団体の方は使えないと思いますので、そういったところを基本的考え方として整理して、さらには事業のイメージをしてもらうために事例集を整理するという形で今後整理を進めていきたいと思っておりますので、引き続き御指導のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○根本部会長 では、私のほうから、これは非保有方式には複数の方式があつて、何をイメージするかによって結構考えることが違うのだろうと思うので、アンケートの分類でいいのですけれども、それぞれごとにマトリックスを、それぞれごとにではなく、全体をこの方式で、例えば補助金はこうだとか、事例はこうだとかという、全貌が明らかになるようなまとめを一つ、まず入れるということですか。

それから、提言に関しては、先ほど御意見いただいたように、目的は何なのですかということ、やはり変動する需要への対応であるとか、あるいは民間ストックの有効活用のような観点があると思うのです。その背景には人口減少というものがあるので、人口減少時代に資産を保有することのデメリットを考えましょうというのが地方公共団体への大きなメッセージになるわけなので、それはやはり最初に入れるべきかと思っております。

それから、提言の中身に関しては、課題で幾つかあるのですけれども、やはり財政的支援がないということとか、あるいは法的な裏づけができないとは言っていないのですが、曖昧であるとか、その辺が課題で、これらの改善も含めて検討を進めていく。何か事例集をつくって終わりですかという感じになってしまうのはおかしな話ですので、人口減少時代に合った公共施設のあり方を広い選択肢の一つとして検討するという大きな流れをしっかりと見せることが大事かなと思っております。

では一応、その議題、資料に関しては以上のとおりであります。

修正は一応、皆さんのほうから御意見をいただいておりますので、それを事務局に反映してもらって、あとは私のほうで整理をしたいと思います、よろしいでしょうか。

(各委員了承)

○根本部会長 どうしても何か言い残したことがあるとか、そういうものがあればどうぞ。

○福島専門委員 すみません。どうしてもというほどではないのですが、きょうの特に議題の(2)と(3)の民間提案制度と公共施設の非保有の中で、提言のところまではいろいろ議論されていたのですが、最後の今後の進め方のアクションプランについては余り触れられていなかった気がしますので、その点についてです。私の立場でどうこうということではないのですが、いつもアクションプランを見ていて思うのは、何か一問一答的に、テーマがあってそれに対して答えるという感じのように見受けられるのです。

計画部会を含めて、こちらの部会もそうですが、実はいろんなものが組み合わさって始めて有効な回答になることも多い気がしていて、上がっている回答は全部すばらしいのですが、単独ではなかなか満たされなくて、ですから、実は意識的にきょう、私もそういう発言の仕方をしていたのですが、議題(3)の非保有方式、そこにSPC株式の流動化とか、何かそういうものとの組み合わせ。それがベスト回答だったりするケースが多いのではないかなと思われまので、今年の6月に改定予定のアクションプランの中にはぜひ何か、7つぐらいでしたか、計画部会でもかなりたくさん出ていますね。こちらの部会も幾つかテーマがあるのですが、それらを組み合わせて回答していくほうがいろんな意味で広がりがあるのではないかなという気がいたします。

すみません。概念的で申しわけないです。

○根本部会長 いい御指摘ですね。

アクションプランの本文は、やはり役所の文言なので、各省担当別になるのですよ。だけれども、国民にとっては各省はどうでもいい話なので、目的として、人口減少、少子高齢化、インフラ老朽化という三題ばなしが書いてあって、それから導かれるそれぞれの施策がどうつながるかが要約版のほうも含めてよくわからないというのはそのとおりなのです。だから、講演会とかで使うときにも全部説明しないとわからないとか、一目瞭然性がないのです。

その辺はフローチャートにするとか、本当はそういうふうにしていかないと国民目線ではないなという感じはするので、これはこの部会というよりは本委員会の仕事かもしれないけれども、いい御指摘だと思うので、私のほうでも。

では、審議官のほうからどうぞ。

○石川審議官 本当にこのPFI委員会というものは法律で設置されている審議会で、本来は諮問して答申をいただくというのがあって、その答申のようなものと非常にきちんと書けるのですが、どうしても最終的に推進会議で閣議決定されるものはアクションプランとって、いつまでにこの役所はこれをやれということになってしまうものですか

ら、余り基本的考え方みたいなところは通常の審議会答申のように書けないというじくじたるものがあるのです。

むしろ、きょう出た基本的な考え方とか、こういうところこそどしっと書けるところがあるので、当然、アクションプランでも基本的考え方というものはありますから、あそこを十分充実させることもございますが、機動的にこのような基本的な考え方ですとか提言とか、こういったものをまとめて世に出すという、これは幾らでも法律上できることになっていますので、ぜひそちらでも考えていきたいと思っています。

○根本部会長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上で終了しますので、事務局のほうにお返しします。

○宇根企画官 本日は長時間の御議論、まことにありがとうございました。

きょういただいた御議論は3つありましたけれども、議題（1）の基本的な考え方と、議題（2）と議題（3）の提言の部分については、きょうの御議論いただいた意見を反映する必要があると思いますので、皆さんの御意見を踏まえて修正させていただいて、最後は部会長に御確認いただいた上でまた公表させていただくということで考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

次の事業推進部会は、今年度はこれが最後になりますので、次回は7月以降になると思いますけれども、また時期が近づきましたら日程調整のほうをさせていただきますので、御連絡を改めてさせていただきます。

それでは、本日は以上をもって閉会とさせていただきたいと思います。今年度も積極的な御議論をいただき、まことにありがとうございました。